公共ごみ袋の適正な取扱いについて(お願い)

日頃より、江別市の清掃行政にご理解とご協力を賜り、また、地域の環境美化にご 尽力いただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、市では、地域環境の保全及び美化推進を目的に、地域での清掃活動や市民の皆様のボランティアによる清掃活動などに「公共ごみ袋」をご使用いただいているところであります。

近年、この「公共ごみ袋」につきまして、家庭内のごみを混入し、排出される状況が見受けられますことから、適正な取扱いにつきまして、ご理解とご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- ◎「公共ごみ袋」を使用できるごみ(公共の場所の環境美化活動により出るごみ)
 - ① 地域一斉清掃やボランティア活動で収集したごみ
 - ② 公園、道路、ごみステーションなどの清掃奉仕活動によるごみ
 - ③ 公園、街路樹などから飛散した落ち葉などのごみ
 - ④ 自治会館及び同敷地内を清掃奉仕したごみ
- ◎「公共ごみ袋」を使用できないごみ
 - ① 家庭から出るごみ
 - ② 私有地や共同住宅等の敷地内から出るごみ(刈草、剪定木など) → 所有者(管理者)に管理責任があるため、使用することはできません。
 - ③ 地域のイベントで出るごみ
- ※ 草などを出す場合は、十分に土を取り除いてください。 道路や道路側溝からの土、砂は、ごみとして出せませんので、処分方法は、 土木事務所にお問合せください。

(土木事務所 道路管理課 維持係:☎ 383-5900)

※ 公共ごみ袋を使用できないごみを入れて、ごみステーションに出された場合は、 「残置シール」を貼り、収集いたしませんので、ご理解願います。